別紙―２

むらからまちから館出展に当たっての注意事項

商工会及び県連は、出展希望事業者に以下の各事項を周知するとともに、出展に当たっては遵守するようご指導くださいますようお願いいたします。

１．出展に際しては、品質を維持し、所定の日時・場所に納品を行い、納期を遵守してください。

２．納品する商品の品質については、事前に商品検査及び検品確認を行うなど、常に格別の注意を払うと共に、商品・商品名等が著作権、意匠権その他第三者の権利を侵害しないものであることに特に注意して下さい。
　そのうえで特に中身と商品種類名が違わないか、内容量、製造年月日、生産地等の表示に間違いがないか注意してください。また、異物混入等消費者に甚大な被害を与えた場合法律（ＰＬ法等）上責任が発生する場合があります。十分注意してください。

３．出展事業者の所在地と商品表示が違う物の出展はできません。
（例：北海道の事業者が沖縄の商品を出展等）

４．不良品については、ただちに引き取り又は交換することとし、万が一これがもとで、損害が発生した場合には、責任をもって処理していただきます。また、商品の不良により送料等の費用が発生した場合は、出展者に負担していただきます。

５．商品に直ちに発見することができない異物混入や表示違反等の瑕疵があったために、買主から商品の返品・返金等の処理を求められた場合は、協議のうえ誠意をもってこれを処理するようお願いします。

６．商品代金その他の債権を、文書による承諾なくして第三者に譲渡し、又は担保に供することは厳禁と致します。

７．取引に当たって設定された口座を、第三者に貸与することは一切ないようにお願いします。

８．出展者が住所、商号等を変更した場合、又は、他社との合併、営業目的の変更、監督官庁からの営業停止若しくは営業免許の取り消しを受け、又は差し押さえ処分を受け若しくは会社整理など、「むらからまちから館」との取引を継続できない場合は「むらからまちから館」から通知勧告をせず、取引契約を解除し、商品の返品などの処置をとるものとします。

９．その他上記以外で出展者が故意又は過失により、「むらからまちから館」又は消費者に損害を与えたときは、出展者の責任と負担でこれを処理し、「むらからまちから館」に迷惑をかけないようお願いします。

10．館からの注文に応じ、特産品を円滑に納品できるような事業者の推薦をお願いします。